

三条市 企業設置奨励制度 FAQ

1 いつまでに申請が必要？

答：家屋の建設に着手する前に申請してください。

家屋を購入する場合は、売買契約を締結する前に申請してください。

2 変更申請はいつまで可能か？

答：土地及び家屋は、原則、事業開始報告時までに「設置計画変更報告書」の提出が必要です。

償却資産については事業開始後も変更可能ですが、「設置計画変更報告書」には事業開始後に変更になる理由も明記した上で提出が必要です。事業開始後の変更については、その理由によっては認められない場合もありますので、詳しくは商工課に御相談ください。

3 企業設置奨励金と中小企業集団化奨励金の違いは？

答：申請可能な企業の条件が異なります。

企業設置奨励金は中小企業だけでなく大企業も申請ができますが、業種の指定があります。また、三条市内に「新設」する場合は、対象固定資産評価額や常用雇用者数の条件を満たす必要があります。

一方、中小企業集団化奨励金は、申請は中小企業に限られますが、対象固定資産評価額や常用雇用者数の条件はありません。ただし、集団化事業を行うこと（例えば工業流通団地に事業所を設置することなど）が条件となります。

4 「事業開始報告書」における「事業開始日」はいつにしたらいいの？

答：原則、当該事業所の建築確認の「検査済証」における「検査年月日」（事業所の家屋を購入した場合は、不動産登記日）になります。

事業の実態により、それによらない場合は、次のいずれかの書類で証明できる日としてください。次の書類以外で証明される場合は、事前に商工課へ御相談ください。

法人の場合

- (1) 商業登記履歴事項全部証明書の写し
- (2) 税務署へ提出する「法人設立届出書」の「事業開始年月日」
- (3) 税務署へ提出する「異動届出書」の「異動年月日」
- (4) 税務署へ提出する「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」の「給与支払を開始する日」
- (5) 三条市へ提出する「法人設立・変更・解散等申告書」の「設立年月

日」

個人事業主の場合

- (1) 税務署へ提出する「個人事業の開業・廃業等届出書」の「開業や廃業、事務所・事業所の新增設等のあった日」
- (2) 三条市へ提出する「法人設立・変更・解散等申告書」の開業日

5 「指定申請書」や「交付申請書」における「常用雇用者数」とは？

答：「常用雇用者」は、労働基準法第 20 条に規定する解雇の予告を要する労働者（中小企業基本法の「常時使用する従業員」）の解釈と同様です。パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者は、労働基準法に照らし合わせ、個別に判断してください。また、奨励金申請者と雇用関係になくてもかまいません。会社役員及び個人事業主は該当しません。

なお、設置された事業所で雇用される人数としてください。

6 いつから奨励金がもらえるの？

答：事業開始の翌々年から支払われます。

事業所が完成し、事業を開始した翌年の 1 月 1 日に賦課された固定資産税及び都市計画税について、支払いを完了した翌年に、支払われた固定資産税及び都市計画税相当額を奨励金として交付します。

7 地域未来投資促進法（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律）や過疎法（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法）と併用できる？

答：併用できます。上記の認定を受け、家屋・土地・償却資産のいずれかの固定資産税の減免措置がある場合、その減免の対象となったもの以外の固定資産税及び都市計画税を奨励金として支払うこととなります。詳しくは商工課に御相談ください。